

27 子どもに対する手当等について

(財務省、厚生労働省、内閣府)

【内容】

- (1) 平成24年度以降の子どもに対する手当については、手当の支給事務等を行う市町村等が混乱することのないよう、費用負担の問題を含め、地方の意見をしっかり反映すること。
- (2) 国において検討されている新たな次世代育成支援対策については膨大な予算が必要となるため、地方の負担増とならないような仕組みとすること。
また、保育所整備などのサービス給付については、地方が裁量を持ち創意工夫を生かしながら取り組むことができるような制度とすること。

(背景)

子ども手当について、国は全額国庫で実施するとしていたが、平成22年度は地方の意見が反映されないまま子ども手当の一部として児童手当を支給する仕組みが残り、地方負担が決定された。

平成23年度の子ども手当については、「つなぎ法案」の成立により22年度の制度が半年間延長された。また、23年10月から24年3月までの支給を対象とする「特別措置法」(8月26日成立)では、支給額が変更されるとともに、支給対象となる子どもの国内居住要件の設定など、制度の改正が盛り込まれたが、地方との協議が行われないうえ、地方はこれまでと同様の負担を求められることとなった。

なお、平成24年度以降の子どもに対する手当の支給については、児童手当法の改正により行うこととされており、地方負担が変更される可能性があるが、その際、「国と地方の協議の場」で地方等と十分協議を行い、その理解を得るよう努めるものと特別措置法に明記されている。

現在国が進めようとしている新たな次世代育成支援対策について、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」では、2015年度の追加所要額を1兆円超と見込んでいる。「社会保障・税一体改革成案」においては、税制抜本改革によって財源を措置することを前提に、2015年における子ども・子育て分野の追加所要額は0.7兆円程度とされたが、財源をどのように確保するかが課題となっている。

少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」及び「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」を踏まえ、早期に本格実施できるよう、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する旨、決定された。しかしながら、国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財源措置との関係、国の基準と地方の裁量の関係など、多くの検討課題が残されている。

(参 考)

◇ 児童手当と子ども手当制度の比較

		児童手当	子ども手当		新たな手当 (24年度以降)
		(21年度)	(22年度~23年9月)	(23年10月~24年3月)	
内 容	対 象	小学校修了まで (0歳~12歳)	中学校修了まで(0歳~15歳)		
	月 額	・3歳未満 1万円 ・3歳以上 第1・2子 5千円 第3子以降 1万円	一律 1万3千円	・3歳未満 1万5千円 ・3歳以上 第1・2子 1万円 第3子以降 1万5千円 ・中学生 1万円	
	所得制限	あ り	な し		あり(24年6月から)
全 国	年間総支給額	1兆160億円	2兆2,554億円 (22年度:10か月分)		未定
	国予算額	2,690億円	1兆4,556億円 (22年度:10か月分)		未定
	費用負担	国 2,690億円 事業主 1,790億円 地方(県・市町村) 5,680億円	国 (児童手当制度分は地方負担あり)		未定
愛 知 県	対象児童数	78万5千人 (22.2.28現在)	113万5千人 (23.2.28現在)		未定
	年間総支給額	596億円	1,348億円 (22年度:10か月分)		未定
	県負担額 (市町村への負担)	151億3,863万円 (21年度決算)	173億6,642万円 (22年度決算:12か月分)	179億円 (23年度予算:12か月分)	未定

◇ 子どもに対する手当に関する3党(民主・自民・公明)合意 (H23.8.4)【抜粋】

- ・平成24年度以降の子どものための現金給付については、上記の支給額等を基にして、児童手当法に所要の改正を行うことを基本とする。その際、地方等と十分に協議を行い、その理解を得るよう努めるものとする。地方との協議は、「国と地方の協議の場」において行う。

◇ 子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ (H23.7.27)

【具体的内容(ポイント)】(抜粋)

幼保一体化

- ・給付システムの一体化(こども園(仮称)の創設)
- ・施設の一体化(総合施設(仮称)の創設)

基礎自治体(市町村)が実施主体

社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担

政府の推進体制・財源を一元化

【残された検討課題】

- 国、地方及び事業主の負担のあり方、利用者負担のあり方、既存の財源措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金(仮称)のあり方
- 国における所管のあり方
- ワーク・ライフ・バランスのあり方
- 国の基準と地方の裁量の関係など地域の実情に応じた給付・事業の提供のための仕組みのあり方 等

◇ 子ども・子育て新システムの制度設計のイメージ

